

次期最終処分場処理方式等比較検討業務委託
プロポーザル実施要領

令和8年4月

城南衛生管理組合

目次

1. 基本事項.....	1
(1) 目的.....	1
(2) 業務概要.....	1
(3) 事業者選定方針.....	1
(4) スケジュール.....	2
(5) 実施要領等の配布.....	2
2. 参加資格.....	2
(1) 参加要件.....	2
(2) 配置予定技術者等.....	4
(3) 参加における制限.....	4
3. 担当課.....	4
4. 参加表明書兼参加資格審査申請書の提出.....	4
(1) 提出書類（各1部）.....	4
(2) 提出方法.....	4
(3) 質問書の受付及び回答.....	5
5. 技術提案書等の提出.....	6
(1) 提出書類.....	6
(2) 業務実施方針.....	6
(3) 技術提案を求めるテーマ.....	6
(4) 提出方法.....	7
(5) プレゼンテーション・ヒアリング.....	7
6. 審査及び評価.....	7
(1) 提出された書類の審査.....	7
(2) 技術提案書の審査.....	7
(3) 評価項目等.....	8
7. 失格.....	8

8. 業務契約	8
(1) 契約の締結	8
(2) 契約に係る業務内容	8
(3) 業務委託予定期間	9
(4) その他	9
9. その他	9
(1) 辞退について	9
(2) 参加に係る費用	9
(3) 追加資料	9
(4) 提出書類の取扱い	9
(5) 異議申し立て	10

1. 基本事項

(1) 目的

城南衛生管理組合の一般廃棄物最終処分場であるグリーンヒル三郷山は、平成13年度から供用開始しており埋立の進捗率が約50%になった令和5年度に「最終処分場のあり方比較検討業務」を実施し、次期最終処分場を新設することが最も有利であるとの結果となったことから、今年度から次期最終処分場の整備に向けた事業を推進する必要がある。

(2) 業務概要

- ア 業務名 次期最終処分場処理方式等比較検討業務委託
- イ 発注者 城南衛生管理組合（以下「当組合」という。）
- ウ 業務内容 次期最終処分場の整備に向け、整備候補地の選定、オープン型又は覆蓋型の検討など処理方式等を比較検討し、オープン型と覆蓋型の初期費用（インシヤルコスト）と廃止までに見込まれる運営費（ランニングコスト）についても比較等を行うものである。
- エ 業務委託予定期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- オ 予算額 10,641,000円（消費税等を含む。）を上限とする。

(3) 事業者選定方針

- ア 審査主体
参加表明書等及び技術提案書等の審査は、当組合のプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。
- イ 評価項目
提出された書類（参加表明書等）の内容、技術提案書の内容及び技術提案書に対するヒアリングを評価し、事業者の選定について審査を行い、最優秀者と次点者を特定する。
- ウ 参加表明者が1者の場合
参加者が1者のみの場合であっても同様に審査委員会による審査を行い、基準（合計の6割）を満たしていると判断した場合は、最優秀者として特定する。

(4) スケジュール

実施内容	日 程
公募開始（実施要領の公表）	令和 8 年 4 月 17 日（金）
質問書の受付期限	令和 8 年 4 月 24 日（金）午後 5 時まで
質問書に対する回答	令和 8 年 4 月 28 日（火）
参加表明書等の提出期間	令和 8 年 5 月 1 日（金）午後 5 時まで
技術提案書等の提出期間	令和 8 年 5 月 12 日（火）午後 5 時まで
ヒアリングの実施	令和 8 年 5 月下旬
審査結果発表（公表及び通知）	令和 8 年 5 月下旬～6 月上旬
契約締結	令和 8 年 6 月上旬

(5) 実施要領等の配布

ア 配布資料

- ① 次期最終処分場処理方式等比較検討業務委託プロポーザル実施要領
- ② 様式集・記入要領
- ③ 次期最終処分場処理方式等比較検討業務委託プロポーザル評価基準
- ④ 次期最終処分場処理方式等比較検討業務委託特記仕様書
- ⑤ 最終処分場のあり方検討業務委託報告書（令和 6 年 3 月）

イ 配布方法

各資料は当組合ホームページ

(<https://www.jyonaneikan.jp/jigyosha/20260417saisyuusyobunnjoupropo.html>) に掲載するので必要に応じてダウンロードすること。

2. 参加資格

(1) 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている単体企業とする。

ア 当組合の指名競争等参加資格者として参加認定された者。

イ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

ウ 公表の日から選定結果の通知までの期間において、当組合の指名停止期間中の者でないこと。

エ 経営不振の状態(会社更生法(平成 14 年度法律第 154 号)第 17 条第 1 項の規定に基づき更生手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項の規定に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。)にないこと。

オ 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではないこと及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

カ 一般社団法人持続可能社会推進コンサルタント協会の会員であること。

キ 建設コンサルタント（廃棄物部門）に登録されていること。

ク 最終処分場技術システム研究協会（LSA）の会員であること。

ケ 地方公共団体（組合を含む）が発注した2016年度以降に完了した、一般廃棄物最終処分場基本構想策定業務、一般廃棄物最終処分場基本計画策定業務又は類似業務の実績を有しているもの。但し、元請けで受注したものに限る。

(2) 配置予定技術者等

受注者は本業務を遂行するに当たり、下記に掲げる技術者を配置すること。

技術者	技術者要件
管理技術者（1名）	技術士法に定める技術士（衛生工学部門）の資格を有すること。
照査技術者（1名）	
主担当技術者（1名）	技術士法に定める技術士（衛生工学部門）又は RCCM（廃棄物）の資格を有すること。

※ いずれの技術者においても、雇用継続期間が1年を超える自社の社員であること。

※ 管理技術者と照査技術者は兼務できないものとする。

(3) 参加における制限

ア 参加者からの応募は一点のみとする。

イ 提出された参加表明書等及び技術提案書等の差し替え、追加及び削除等は一切認めない。

3. 担当課

プロポーザルの担当課は次のとおりとする。また、プロポーザルに関する問合せ及び書類等の提出先は、担当課とする。

〒611-8521 京都府宇治市宇治折居 18 番地

城南衛生管理組合 施設部 担当 川戸 吉田

電 話：0774-34-3376(施設課内), F A X：0774-34-3375

E - mail：shisetsuseibi@jyonaneikan.jp

4. 参加表明書兼参加資格審査申請書の提出

(1) 提出書類（各1部）

提出書類	様式	備考
参加表明書	様式1	
会社概要書及び技術職員調書	様式2	
業務実績	様式3	添付資料必要
配置技術者の経歴等	様式4-A～C	添付資料必要

(2) 提出方法

ア 提出期間

令和8年5月1日（金）午後5時00分まで
持参による場合の受付時間は、平日（土日、祝日を除く）の午前9時00分から午後5時00分までとする。

イ 提出先

本要領「3に掲げる担当課」

ウ 提出の方法

持参、郵送又は宅配便とする。郵送による場合は配達証明とし、提出期間内必着とする。

提出書類は、必要事項を記載の上、添付資料並びに各種証明書と合わせて、左端2カ所のホッチキス留めとする。

エ 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に提出書類受領確認書を発行する。郵送の場合は、FAXにて提出書類受領確認書を送付する。提出書類受領確認書が到着したら担当課まで連絡すること。

(3) 質問書の受付及び回答

ア 提出期間

本要領等の公表・配布の日から

令和8年4月24日（金）午後5時00分まで

イ 提出先

本要領「3に掲げる担当課」

ウ 提出書式

質問書（様式5）

エ 提出の方法

FAX又は電子メールによる提出とし、誤送信等防止のため、電子メール等送信後に担当課まで電話にて着信を確認すること。

なお、公正を期するため、FAX又は電子メールのみの受付とし、電話などによる個別の質問は受付けない。

オ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、質問回答書として一括して取りまとめ、質問事業者名は記載せず令和8年4月28日（火）午後5時00分までに当組合ホームページに掲載する。

なお、質問回答書は、本要領の追加変更又は修正として本要領と同等、若しくは置き換えるものとする。

5. 技術提案書等の提出

(1) 提出書類

技術提案書等については、次に掲げる書類を各必要部数提出すること。

提出書類	様式等	提出部数
技術提案書	様式 6	1 部
業務実施方針	様式自由 A4 サイズ 1 枚	正本 1 部 副本 8 部
評価テーマに対する技術提案	様式自由 A4 サイズ 2 枚以内	※カラー印刷と すること
事業計画書	様式自由 A4 サイズ 1 枚	
参考見積書	様式自由	1 部

(2) 業務実施方針

業務の実施方針として、取組体制、担当チームの特徴及び特に重視する業務上の配慮事項等について事業計画を踏まえて記載すること。

(3) 技術提案を求めるテーマ

技術提案は、原則として以下のテーマについて文章で簡潔に記載することとし、作成に当たっては、「次期最終処分場処理方式等比較検討業務委託特記仕様書」等を熟読し、業務の内容を十分に理解したうえで提案すること。文字の大きさは 10.5 ポイント以上(図表内の文字は除く。)とする。また、提出者を特定することが可能となる記述は行わないこと。

① テーマ 1 : 「比較検討の項目・手法」について

- 覆蓋型とオープン型の比較検討において検討すべき課題の抽出
- 抽出した課題の解決に向けた検討項目の提案
- 監督官庁との協議において、想定される指摘事項

② テーマ 2 : 「利害関係者の設定範囲及び保安林の指定解除に係る課題」について

- 保安林の指定解除に係る利害関係者の範囲の考え方
- その他保安林の指定解除に必要な代替施設等の検討方法

(4) 提出方法

ア 提出期間

令和8年5月12日(火)午後5時00分まで

持参による場合の受付時間は、平日(土日、祝日を除く)の午前9時00分から午後5時00分までとする。

イ 提出先等

本要領4.(2)イ～エを参照すること。

(5) プレゼンテーション・ヒアリング

ア 技術提案書の内容について、プレゼンテーション及び審査委員会によるヒアリングを行う。

なお、出席しない場合は、辞退したものとする。

① 実施日時 令和8年5月下旬予定

② 実施場所 クリーンパーク折居事務所棟2階大会議室
(京都府宇治市宇治折居18番地)

③ 出席者 当該業務に予定する管理技術者を含め4名までとする。

④ その他 会場にはプロジェクタ及びスクリーンは設営するが、パソコン他説明に必要なものは持参すること。

イ 注意事項

① 技術提案書をパワーポイント等で分かりやすくまとめること。この際のページ数は限定しないが、技術提案書に記載のない事項についての説明は認めない。また、追加資料の配布も認めない。

② プレゼンテーション及びヒアリングの時間は1者につき25分程度とし、その内訳はプレゼンテーションを15分以内、ヒアリングを10分程度と想定している。

③ プレゼンテーション及びヒアリングは匿名で審査するため、資料への社名等の記載や発言、服装等について、参加者が特定されないよう注意すること。

6. 審査及び評価

(1) 提出された書類の審査

審査委員会で審査事項に関する評価配点を決定し、担当課が参加者から提出された書類(参加表明書等)を採点し審査委員会は採点結果を審査する。

(2) 技術提案書の審査

ア 審査方法

提出された書類(参加表明書等)の内容、技術提案書の内容及び技術提案書の内容に対するヒアリングを実施する。

イ 実施日

令和8年5月下旬

ウ 結果の通知

技術提案書類、ヒアリング内容を総合的に評価し、総合点が最も高いものより、優秀者及び次点者を特定する。技術提案書等の提出者が1者の場合であっても、技術提案書等の審査及び評価を行い、基準(合計の6割)を満たしていると判断した場合は最優秀者として特定する。最優秀者及び次点者に特定された者に対しては、文書により通知する。また、当組合ホームページにより、特定結果及び本プロポーザル参加者を公表する。

(3) 評価項目等

審査における評価項目、評価基準の概要及び配点については、別添「次期最終処分場処理方式等比較検討業務委託プロポーザル評価基準」のとおりとする。

7. 失格

次のいずれかに該当する場合には、失格となることがある。

- ア 提出書類等が本要領の提出方法に適合しない場合
- イ 提出書類等が本要領に示された条件に適合しない場合
- ウ 虚偽の内容が記入されている場合
- エ その他、本要領に違反すると認められた場合
- オ 審査委員に不当な働きかけをした場合
- カ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

8. 業務契約

(1) 契約の締結

最優秀者を業務に係る随意契約の契約予定者として、契約締結に向けた協議を行うが、不調となった場合は次点の者と交渉するものとする。また、最優秀者に事故等があり、契約手続が不可能となったときも、次点者を契約手続の相手方とする。

契約交渉により当組合と合意に至ったときは、事業予算の範囲内で随意契約を締結するものとする。

(2) 契約に係る業務内容

契約に係る業務の詳細については、「次期最終処分場処理方式等比較検討業務委託特記仕様書」及び「業務委託共通仕様書」によるものとする。

(3) 業務委託予定期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)までとする。

(4) その他

本業務の実施に当たっては、当組合が推進する事業運営に誠意を持って対応し、協力すること。

9. その他

(1) 辞退について

技術提案書等の提出者に選定された者が、技術提案書等の提出を辞退する場合は、書面(様式自由。ただし、A4版とする。)により、技術提案書等の提出期日までに本要領「3に掲げる担当課」まで、持参又は郵送すること。

なお、辞退した場合でも、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

(2) 参加に係る費用

本プロポーザルの参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。

(3) 追加資料

提出受付期限以降における提出資料の追加、差し替え及び再提出は認めない。ただし、当組合が提出書類等の確認のため、追加の資料提出を求めた場合はこの限りではない。

(4) 提出書類の取扱い

ア 提出された参加表明書等は返却しない。

イ 最優秀提案者として特定されなかった技術提案書等は、提出者の希望がある場合のみ返却する。返却を希望する場合は、その旨を技術提案書等に記入すること。記入なき場合は返却希望がないものとみなす。

ウ 提出書類は、審査を行う作業に必要な場合において複製を作成する。

エ 提出資料及びその複製は、審査以外は提出者に無断で使用しないものとする。ただし、契約予定者に特定された参加者の技術提案書等のうち、「評価テーマに対する技術提案」については、当組合議会等への配布及び当組合ホームページにおいて公表ができるものとする。

オ 本業務の実施に当たっては、提出資料に記入した配置予定の管理技術者等を変更することは原則として認めない。ただし、病床、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者を配置するものとし、当組合の承認を

得ること。

(5) 異議申し立て

審査の経緯及び結果についての異議の申立ては受け付けない。